

# 国際知財司法シンポジウム2018について



【パネルディスカッションの様子】

平成30年10月31日から11月1日までの2日間の日程で、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、「国際知財司法シンポジウム2018」を弁護士会館講堂クレオにて開催しました。



【挨拶を行う山本最高裁判事】

昨秋には、中国、韓国及びASEAN諸国の裁判官らを招いて開催しましたが、2回目となる今回は、欧米の著名な裁判官や審判官等を招いて、「知財紛争解決の国際的連携に向けて」をテーマに行いました。

1日目には、山本庸幸最高裁判事による開会挨拶の後、日本・ドイツ・フランス・イギリス・アメリカの裁判官及び弁護士による「特許権侵害訴訟における特許の有効性」をテーマとした

5か国の模擬裁判とその結果を踏まえたパネルディスカッションを実施しました。知財訴訟に関する国際的な相互理解を深める上で、日本の模擬裁判だけでなく、欧米の模擬裁判も見ることができる機会は貴重なものでした。

2日目には、日本の特許庁、米国特許商標庁及び欧州特許庁の審判官らによる特許無効審判に関する講演と仮想事例を用いたパネルディスカッション、質疑応答が行われました。質疑応答の場面では、会場の参加者からも多くの質問が寄せられていました。

2日間で延べ約900人の方に参加いただき、大盛況のうちに終了しました。本シンポジウムは、欧米の知財司法をめぐる最新情報に触れ、我が国の知財司法制度についての理解も深まる有意義な機会となりました。



【イギリスの模擬裁判の様子】